

長野県看護大学紀要投稿規定

1. 投稿資格

著者のうち少なくとも 1 人は長野県看護大学（以下、本学と記す）の専任または非常勤の教職員、または本学大学院生とする。ただし、これらの者が本学在籍中に行った研究の成果を離籍後に公表する場合、および本学紀要委員会（以下、委員会と記す）が特に認めた場合はこの限りでない。

著者が複数の場合は、責任著者（corresponding author）を指定すること。責任著者は、論文の内容について全面的に責任を負う著者である。なお、原則として査読開始後に責任著者を変更することはできない。

2. 掲載論文

本誌に掲載する論文は、和文または英文で書かれた以下の 7 種類とする。ただし、未発表のものに限る。

- a) 総説：特定のテーマについて多面的に知見を集め、評価を与えることで、当該テーマに関する研究の進展状況を総合的に概説し、考察したもの。
- b) 原著：テーマが明確で独創性に富み、新しい知見とその意義が論理的に示されているもの。
- c) 研究報告：研究結果の意義が明らかで報告する価値が高いもの。
- d) 事例報告：研究上重要と考えられる事例について検討し、知見を報告するもの。
- e) 資料：調査や研究で得られた重要なデータを整理し、報告することに主眼を置くもの。
- f) 短報：限られた部分の発見や新しい研究方法などをまとめたもの。
- g) その他：委員会が特に認めたもの。

3. 倫理的配慮

人を対象とした研究や、脊椎動物を用いた研究の場合は、本学倫理委員会規程や動物実験委員会規程などに基づいて倫理的に配慮している旨を本文中に明記する。

4. 利益相反

著者および共著者が利益相反（COI）申告書の内容に該当するような経済的支援を受けた場合は、その旨を本文中に記載し、申告書を添付する。また、利益相反がない場合にも、「利益相反なし」と本文中に記載し、申告書を添付する。

5. 投稿手続

- 1) 投稿前に、本学ホームページ内「紀要」ページ（<http://www.nagano-nurs.ac.jp/kiyou/>）に示す「投稿論文チェックリスト」を用いて原稿の点検確認を行い、原稿に添付して提出する。
- 2) 原稿は執筆要領で定める形式で作成し、編集用原稿と査読用原稿を電子ファイルで投稿する。査読用原稿については、著者の氏名、所属、謝辞ほか著者を特定できる事項を削除する。
- 3) 投稿に際して、投稿者は「投稿論文チェックリスト」の全項目をチェックし、著者全員による論文内容の確認と投稿への同意を示す署名と共に、そのまま提出するか、あるいは PDF ファイルとして提出する。
- 4) 原稿のファイルは、パスワードをかけて保存し、メールに添付して提出する。もしくは、原稿のファイルを保存した USB メモリを直接持参または郵送する。

* メールアドレス : [ncnjournal](mailto:ncnjournal@nagano-nurs.ac.jp)（以下に ncnjournal@nagano-nurs.ac.jp をつける）

* 郵送先 : 〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 1694 番地

長野県看護大学紀要編集長

- 5) 掲載の決まった執筆原稿は、電子ファイルに加え、印刷して図表の挿入位置を朱書きしたものを2部提出する。提出方法の詳細は、受理決定後、著者に通知する。
- 6) 提出された原稿は返却しない。

6. 原稿の受付と採否

- 1) 掲載順は、原則として論文種別の受付順とする。
- 2) 投稿論文の採否は、2名による査読の後、委員会が決定する。ただし、短報は1名による査読とする。採用に際し、原稿の修正および論文の種類の変更を求めることがある。

7. 原稿執筆要領

別に定める。なお、最新の執筆要領は、本学ホームページ内の「紀要」ページよりダウンロードできる。

8. 著者校正

受理された原稿の著者校正は初校のみとする。校正は印刷上の誤りのみにとどめ、原則として内容の変更や加筆は認めない。著者校正後の原稿については、誤字脱字がある場合も、原文のまま掲載する。

9. 著作権

著作権は長野県看護大学に帰属する。二次使用する場合には委員会の承認を得る。

10. 著者負担費用

50部を超える別刷料、およびカラー印刷など特別な印刷に要する費用は、著者の負担とする。

附 則

この規定は、平成19年4月3日から施行する。

この規定は、平成19年9月4日から施行する。

この規定は、平成20年10月7日から施行する。

この規定は、平成21年7月7日から施行する。

この規定は、平成22年6月1日から施行する。

この規定は、平成23年7月7日から施行する。

この規定は、平成24年7月3日から施行する。

この規定は、平成27年6月17日から施行する。

この規定は、平成30年6月12日から施行する。

この規定は、令和元年7月5日から施行する。

この規定は、令和3年3月25日から施行する。

この規定は、令和5年2月7日から施行する。